

臨床検査業務委託契約書

茨城県立こころの医療センター（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）とは、甲が発注する臨床検査について、次により契約を締結する。

（検査の委託）

第1条 甲は、乙に検体の検査（以下「委託業務」という。）を委託し、乙はこれを受託する。

（業務報告）

第2条 乙は、甲に前条の委託業務の結果をすみやかに報告しなければならない。

2 検査結果に疑義のある場合は、乙は、甲に報告し、その指示に従わなければならない。

（委託期間）

第3条 委託契約の期間は、令和7年4月1日から令和8年3月31日までとする。

（契約保証金）

第4条 契約保証金は契約金額の100分の10とする。ただし、茨城県病院局会計規程第107条第2項各号のいずれかに該当する場合は、全部又は一部を免除する。

（検査料金）

第5条 甲が乙に支払う検査料金は、別紙検査料金表に記載した検査項目ごとの検査単価に基づくものとする。

2 別紙検査料金表に明記しない検査が生じた場合、診療報酬で単価の定めのある検査については、別紙検査料金表のうち診療報酬単価の定めのある検査料金総額を診療報酬単価総額で除した値（対診療報酬単価比率、小数点第4位を四捨五入する）を当該検査の診療報酬単価に乘じた価格（円未満切り捨て）をもって単価とする。

3 別紙検査料金表に明記しない検査で、診療報酬単価の定めのない検査が生じた場合は、別途見積り合せを行って検査単価を決定するものとする。

（支払）

第6条 甲は、乙からの請求に基づき、前条により定められた検査単価に検査実績数を乗じた額に消費税及び地方消費税（1円未満切り捨て）を加えた金額を委託料として支払うものとする。

2 乙は、月末締めの検査実績を当院指定の検査コード別に集計した月次報告書及び請求書を検査を実施した翌月に速やかに甲に提出するものとする。

3 甲は、乙からの適正な請求書を受領してから30日以内に委託料を支払うものとする。

（再委託）

第7条 乙は、委託業務の全部又は一部を第三者に委託し又は請け負わせることを必要とするときはあらかじめ甲の承諾を得なければならない。

（秘密の保持）

第8条 乙は、職務上知り得た全ての秘密及び患者等に関する情報を他に漏らしてはならない。

2 前項の規定に関わらず、前条に基づいて委託業務の全部または一部を第三者に再委託するときは必要な範囲で秘密を公開できるものとともに、秘密の公開を受けた第三者は、本条に基づく

秘密の保持の義務を継承するものとする。

3 本条に基づく秘密の保持は、契約が終了した後も継続するものとする。

(個人情報の保護)

第9条 乙は、委託業務を実施するため個人情報を取り扱う場合には、茨城県個人情報の保護に関する条例（平成17年茨城県条例第1号）第7条第2項及び第8条の規定の遵守に関し必要な措置を講ずるほか、別途取り交わす個人情報保護に関する覚書を遵守しなければならない。

(契約解除)

第10条 甲は、乙がこの契約に違反した場合は、いつでもこの契約を解除することができる。

2 前項の規定による解除によって生じた損害については、甲は、その責めを負わないものとする。

(暴力団による不当介入があった場合の報告義務)

第11条 乙は、組織又は集団の威力を背景に集団的又は常習的に暴力的不法行為を行う恐れのある関係者（暴力団等）から不当介入（不当要求又は法品等への妨害）を受けた場合は、その旨について、甲に対する報告を行わなければならない。

(協議)

第12条 この契約に定めのない事項及びこの契約に関し疑義が生じたときは、甲乙協議して定めるものとする。

この契約を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保有する。

令和7年 月 日

甲 茨城県笠間市旭町654
茨城県立こころの医療センター
病院長 堀 孝文

乙

個人情報保護に関する覚書（案）

茨城県立こころの医療センター（以下「甲」という。）と （以下「乙」という。）は、甲乙間において締結した臨床検査業務委託契約（以下「原契約」という。）の業務履行のため、甲から開示された機密情報の取扱いについて、以下のとおり覚書（以下「本覚書」という。）を締結する。

（本覚書の目的）

第1条 本覚書は、原契約に基づき甲が乙に委託する業務のうち、次条に定める機密情報について、その取扱い条件を定めることを目的とする。

（定義）

第2条 本覚書における機密情報とは、茨城県個人情報の保護に関する条例（平成17年茨城県条例第1号、以下「条例」という。）第2条第2項に定める「個人情報」であり、文書、音声、映像又は電子媒体等、記録の形式は問わない。

2 前項に定める情報のうち、次の各号に定める情報は、機密情報に含まれないものとする。

- (1) 既に公知となっている情報及び開示後に公知となった情報
- (2) 甲が乙に公表することを承諾した情報
- (3) 乙が秘密保持義務を負うことなく第三者から適法かつ正当に入手した情報
- (4) 乙が原契約締結前に既に保有していた情報（ただし、過去に甲と締結した契約の業務履行に伴い入手した情報を除く。）

（機密情報の秘密保持）

第3条 乙は、原契約の業務遂行にあたり甲から取扱いを委託された機密情報を、原契約業務遂行以外の目的で、加工、利用、複写又は複製してはならないものとし、また、原契約第7条第2項に定める再委託先が原契約業務の遂行上必要な最小限度において、機密情報を取り扱う場合を除き、他に開示し又は漏えいしてはならないものとする。

2 乙は、自己の役員及び従業員（直接的であるか間接的であるかを問わず、乙の指揮監督を受けて原契約業務に従事する者をいう。以下「従業員等」という。）に対し、機密情報に関する秘密保持義務を負わせるとともに、その目的外利用を禁止するものとする。

3 乙は、従業員等が退職する場合、当該従業員等に対し、退職後の秘密保持義務に関する誓約書の提出を求めるなど、在任若しくは在職中に知り得た全ての機密情報の返還又は破棄を義務づけるために合理的に必要と認められる措置を講ずるものとする。

（安全管理措置）

第4条 乙は、原契約業務の遂行にあたり、機密情報の漏えい、滅失又はき損（以下「漏えい等」という。）の防止のために合理的と認められる範囲内で、組織的、人的、物理的及び技術的な安全管理のために必要かつ適切な措置（以下「安全管理措置」という。）を講じなければならない。

（管理、監督）

第5条 乙は、前条に定める安全管理措置を徹底するため、原契約業務の遂行にあたり機密情報の取扱いに関する管理責任者を定めるものとする。

2 乙は、原契約業務の遂行上、実際に機密情報を取り扱う従業員等の範囲を限定するものとし、当該従業員等に対して必要かつ適切な監督を行わなければならない。

3 乙は、原契約業務の遂行上、機密情報の取扱いの全部又は一部を第三者（以下「再委託先」という。）に再委託する場合には、乙の責任において、再委託先に対して、本覚書に定める乙の義務と同等の義務（再委託先において、前2項に定める安全管理措置を講じることを含む。）を課

すとともに、必要かつ適切な監督を行わなければならない。

(監査)

第6条 甲は、乙における安全管理措置の実施状況を確認するために必要な限度において、乙に対し、報告、資料の提出又は監査の受入れを求めることができるものとする。

(改善の指示)

第7条 甲は、前条による報告、資料の提出又は監査の結果、乙において機密情報の安全管理措置が十分に講じられていないと認めたときは、乙に対し、安全管理措置の改善を要請することができるものとする。

(事故発生時の対応)

第8条 乙は、機密情報の漏えい等の事故が発生したと認識し、又は発生したおそれがあると判断したときは、直ちに甲に報告するものとする。このとき、乙は、事故の拡大又は再発を防止するために合理的に必要と認められる措置を講じなければならない。

(損害賠償)

第9条 乙は、自己の責に帰すべき事由により、本覚書に違反して、機密情報の漏えい等の事故が発生し、甲の本人（秘密情報の主体）等に対する損害が生じた場合、これを賠償する責任を負うものとする。

(有効期間)

第10条 本覚書の有効期間は、原契約に定めるところに従うものとする。

2 前項の定めにかかわらず、第3条、第8条及び第9条は、原契約及び本覚書終了後も有効に存続するものとする。

(機密情報の返還等)

第11条 乙は、本件業務が終了したとき、又は甲の求めがあるときはいつでも、甲より取扱いを委託された機密情報（その複製物を含む。）の全部又は一部を甲に返還し、又は記録媒体から消去しなければならない。

(原契約との関係)

第12条 本覚書に定めのない事項については、原契約の定めるところによる。

(合意管轄)

第13条 本覚書に関する紛争については、水戸地方裁判所を専属的合意管轄裁判所とする。

(協議)

第14条 本覚書に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、信義誠実の原則に従い甲乙協議し、円満に解決を図るものとする。

この契約を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保有する。

令和7年 月 日

甲 茨城県笠間市旭町654
茨城県立こころの医療センター
病院長 堀 孝文

乙

臨床検査業務委託仕様書

茨城県立こころの医療センター（以下「当院」という）における臨床検査業務委託にあたっては、
契約書に定めるもののほか、本仕様書の定めるところにより行うものとする。

1. 検体の引渡し

受託者は、当院検体検査室において、検体及び検査依頼内容を日立製臨床検査システム Lavolute8
から出力したデータが記録されたパスワード付USBメモリにより、双方の担当者の立会いのもと
に確認し、引き受けるものとする。

- (1) 引渡しは、毎週月曜日から金曜日の午後4時30分から午後5時の間に行うこと。
- (2) 検査結果報告までの日数は、概ね3日（依頼当日含む）以内とする。ただし、緊急を要する
検査については、休日の引渡しも含めて即応できること。
- (3) 検体搬送に使用する容器のうち、汎用容器については、当院が用意するものとする。
ただし、検査項目により専用容器が必要な場合は、受託者が用意するものとし、容器代につ
いては、その都度別途請求するものとする。

2. 検査結果の引渡し

委託者は、当院検体検査室において、「検査結果報告書」及び検査結果を日立製臨床検査システ
ムLavolute8へ入力できるデータが記録されたパスワード付USBメモリを双方の担当者の立会い
のもとに確認し、受領するものとする。

- (1) 検査結果報告は、毎週月曜日から金曜日の午後12時30分から午後1時30分の間に行う
こと。

3. その他

- (1) 検査結果は、印刷物及び日立製臨床検査システム Lavolute8が取り込めるデータ形式で作成し、
データはパスワード付USBメモリに記録して提出すること。
- (2) 委託者が使用しているオーダリングシステム、電子カルテシステム及び検体検査システム等
に対応すること。
- (3) これらのシステムに対応するために要する費用は受託者の負担とする。